

航空機燃料税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>9 第12条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》関係</p> <p>(航空機から取卸しをした航空機燃料の取扱い)</p> <p>4 航空機から取卸しをした航空機燃料のうち、揮発油税法上の揮発油に該当するもの（燈油に該当するものおよび揮発油税および<u>地方揮発油税</u>が課されているものを除く。）を、揮発油税法第16条の3第1項または同法第16条の4第1項に規定する用途以外の用途に消費し、または譲渡した場合は、同法第16条の3第5項から第7項までまたは同法第16条の4第4項の規定の適用があることに留意する。</p>	<p>9 第12条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》関係</p> <p>(航空機から取卸しをした航空機燃料の取扱い)</p> <p>4 航空機から取卸しをした航空機燃料のうち、揮発油税法上の揮発油に該当するもの（燈油に該当するものおよび揮発油税および<u>地方道路税</u>が課されているものを除く。）を、揮発油税法第16条の3第1項または同法第16条の4第1項に規定する用途以外の用途に消費し、または譲渡した場合は、同法第16条の3第5項から第7項までまたは同法第16条の4第4項の規定の適用があることに留意する。</p>